

**< 平成 27 年度 第 1 回 >
佐渡市市有財産売却一般競争入札実施要領**

平成 27 年 9 月 18 日(金)に佐渡市が行う市有財産売却の一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ、入札に参加してください。

1 入札物件

物件番号	所在地	種別 (地目・構造)	登記地積及び 床面積	予定価格
27 1	相川下戸村 141 番 3	土地(宅地)	555.30 m ²	14,076,000 円
	相川下戸村 140 番 2	土地(田)	12 m ²	
	相川下戸村 141 番 8	土地(雑種地)	3.65 m ²	
	相川下戸村 450 番	土地(宅地)	380.40 m ²	
	相川下戸村 141 番 3	建物(鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建)	1 階 259.25 m ² 2 階 203.59 m ²	
		建物(木造亜鉛メッキ鋼鉄 ぶき平家建)	42.00 m ²	
建物(木造亜鉛メッキ鋼鉄 ぶき平家建)		22.05 m ²		

予定価格は、入札する際の最低価格です。予定価格以上で入札してください。

予定価格には、建物分の消費税が含まれています。

2 入札参加者の資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人(外国人住民にあっては永住者であること。)及び日本国内で法人登録をしている法人とします。

また、次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

市税を滞納している者

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する以下の者

成年被後見人

未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

破産者で復権を得ない者

会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

3 入札参加申込み

受付期間及び時間 平成 27 年 8 月 10 日(月)～平成 27 年 9 月 10 日(木)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

閉庁日(土、日曜日・祝祭日)は、受付しません。

受付場所 〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所財務課庁舎整備室管財係(佐渡市役所 3 階)

申込方法

入札参加申込みをする方は、 に示す書類を上記受付場所まで持参又は郵便等により送付してください。

- 1 必ず受付期間内に申込み手続きを済ませてください。
- 2 電話、ファックスによる申込みはできません。

郵便等により申込みされる場合は、簡易書留郵便等の配達記録の残る方法で送付してください。(郵送等の受付も、平成 27 年 9 月 10 日(木)午後 5 時 30 分まで、財務課庁舎整備室管財係必着とします。)

申込みに必要な書類

個人の場合

- ア) 一般競争入札参加申込書
- イ) 住民票の写し(外国人住民にあっては在留資格が表示されたもの)
- ウ) 市税の滞納がないことの証明書

法人の場合

- ア) 一般競争入札参加申込書
- イ) 商業登記簿現在事項全部証明書
- ウ) 市税の滞納がないことの証明書

- 1 各証明書については、発行後 3 か月以内のものに限ります。
- 2 連名(共有)で申し込まれる場合は、構成員全員の イ)ウ)の書類が必要となります。

一般競争入札参加決定通知書の交付

受付期間中に提出された書類を審査し、入札参加資格を有すると認めるときは、一般競争入札参加決定通知書を後日郵送します。

参加決定書は、入札実施当日に必要となりますので、大切に保管してください。

申込みにおける留意事項

落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこととなります。

入札参加申込みの変更は、受付期間内に限りできます。変更申出書に必要事項を記入の上、財務課まで提出してください。

提出された書類は、理由にかかわらず返却しません。

4 現地説明会

現地説明会は開催しませんので、各自で現地調査を行ってください。

なお、建物内現地調査を希望する場合は、事前に財務課へご連絡ください。

5 入札及び開札の実施

入札日時

入札日 平成 27 年 9 月 18 日(金)

物件番号	入札開始時刻	入札会場	備考
27 - 1	午後 2 時 00 分	市役所 本庁舎 3 階 大会議室	入札開始時刻の 5 分前までに参集 してください。

入札申込み状況により、開始時刻及び会場の変更があった場合は、一般競争入札参加決定通知書にてお知らせします。

入札に持参するもの

本人が出席する場合

ア) 一般競争入札参加決定通知書

イ) 入札書

ウ) 入札者本人の確認ができるもの(運転免許証等)

代理人が出席する場合

ア) 一般競争入札参加決定通知書

イ) 委任状(法人にあっては代表者印を押印してください。)

ウ) 入札書

エ) 代理人本人の確認ができるもの(運転免許証等)

入札の方法

入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印(法人にあっては法人の代表者印押印)のうえ、入札箱に投入してください。

なお、入札の当日出席しなかった者又は入札の締切り時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

入札は、代理人に行わせることができます。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印(委任状に押印されている代理人の印)のうえ、入札箱に投入してください。

入札金額は、物件の総額を記入してください。(記入された入札金額をもって売却決定を行います。)

入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

入札者が1人である場合も、入札を実施します。

1 入札室への入室は、1人とします。

2 代理人は、2人以上の入札者の代理者となることはできません。

また、入札者は他の入札者の代理人となることはできません。

入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

入札の参加資格のない者が入札したとき。

入札参加者が一物件につき2以上の入札をしたとき。

入札書の金額その他所定の重要事項の誤脱や、記載が確認できないとき。

代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

入札書の金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないとき。

前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

入札の延期又は中止

入札の執行前において、不正な入札が行われるおそれのあると認められるとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときには、入札の執行を延期し、又は中止します。

開 札

開札は、入札終了後、直ちに行います。

落札者の決定方法

落札者は、予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者とします。

最高価格の入札者が2人以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引くことを辞退することはできません。

入札結果の公開

入札物件について、入札参加者全員の入札額（落札額を含む。）及び落札者名を公開することがあります。

6 契 約

契約の締結

落札者決定後、入札会場において、契約の相手方となる落札者（以下「契約者」という。）に契約手続等の説明を行います。

契約者は、落札決定の日から7日以内に市有財産売買契約書により売買契約を締結するものとします。

契約者が期間内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となります。

契約保証金及び売買代金の納付

契約者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の総額を納入する場合は、契約保証金の納付を免除します。

契約保証金は、売買代金に充当することができ、利息を付さないものとします。

契約保証金を充当した残額の売買代金は、契約日から30日以内に市が発行する納入通知書にて納付するものとします。

契約上の主な特約

用途の制限

ア) 売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する事務所の用に供することはできません。

ウ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。

エ) 売買物件の一部又は全部を第三者に所有権移転又は地上権の設定をする場合は、上記ア)からウ)までの用途の制限を継承させなければなりません。

上記の特約に違反した場合は、売買代金の100分の30にあたる金額を違約金として、市に支払うものとします。

契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は返還しません。

ア) 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないと認められるとき。

イ) 契約事項に違反したとき。

ウ) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

契約締結後から売買物件の引渡の時までに、売買物件が災害等市の責任によらない理由で滅失やき損をしたとしても、売買代金の減免を請求することはできません。

契約締結後に、売買物件の数量の不足その他隠れた瑕疵(かし)のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除はできません。

契約費用及び公租公課等

売買契約書に貼付する収入印紙は、契約者の負担となります。

所有権の移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担となります。

所有権移転後の原因により生じた公租公課は、契約者の負担となります。

その他契約に関する費用は、契約者の負担となります。

7 契約の条件

売買物件敷地内にある消防設備(消火栓等)については引き続き使用するため、佐渡市消防本部と無償による土地賃貸借契約の締結を条件とします。

建物を解体せず使用する場合は、買受者の責任において耐震改修工事等を実施することを条件とします。

8 所有権の移転及び物件の引渡し

契約者が売買代金を納入したときに所有権が移転するものとし、物件の引渡しを現状のままで行います。

契約者は、物件の引渡しを受けたときは、直ちに市有財産受領書を市に提出してください。

土地の所有権の移転登記は、物件を引き渡した後、契約者の登記嘱託請求により市が登記手続きを行うこととし、登記費用等関係経費は契約者の負担とします。

建物は、未登記のままで引渡しを行います。引き渡し後、契約者が登記を行ってください。

9 その他の留意事項

入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。なお、物件調書・地籍図等は概要ですので、各自で事前に現地の状況等を確認してください。

本要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。

その他不明な点は下記までお問い合わせください。

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市財務課庁舎整備室管財係

(0259) 63 3114 (内線)410